

# 奈良市公報

第38号

令和2年11月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
10 19	520	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
10 19	521	奈良市公報号外第25号に掲載	保育所・幼稚園課
10 19	522	住居番号の設定	市民課
10 20	523	放置自転車等の保管	環境政策課
10 20	524	差押調書の公示送達	滞納整理課
10 21	525	放置自転車等の保管	環境政策課
10 21	526	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護課
10 21	527	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
10 21	528	令和2年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
10 26	529	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
10 26	530	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
10 26	531	督促状の公示送達	納税課
10 27	532	放置自転車等の保管	環境政策課
10 28	533	奈良市公報号外第25号に掲載	公園緑地課
10 28	534	督促状の公示送達	納税課
10 29	535	農用地利用集積計画の決定	農政課
10 30	536	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
10 30	537	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課

### 監 査 委 員

月 日	番号	件 名
10 23	14	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
10 20	55	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
10 22	56	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	経営企画課

10	27	57	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
10	30	58	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課

告 示

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年10月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
平成29年度国民健康保険料督促状	3月期	平成30年4月20日	平成30年5月7日
平成31年度国民健康保険料督促状	6月期	令和元年7月19日	令和元年8月2日
平成31年度国民健康保険料督促状	7月期	令和元年8月20日	令和元年9月3日
平成31年度国民健康保険料督促状	8月期	令和元年9月20日	令和元年10月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	9月期	令和元年10月18日	令和元年11月1日
平成31年度国民健康保険料督促状	10月期	令和元年11月20日	令和元年12月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	11月期	令和元年12月20日	令和元年1月6日
平成31年度国民健康保険料督促状	12月期	令和元年1月16日	令和元年1月30日
平成31年度国民健康保険料督促状	1月期	令和2年2月20日	令和2年3月5日
平成31年度国民健康保険料督促状	2月期	令和2年3月19日	令和2年4月2日
平成31年度国民健康保険料督促状	3月期	令和2年4月20日	令和2年5月7日
令和2年度国民健康保険料督促状	4月期	令和2年5月20日	令和2年6月3日
令和2年度国民健康保険料督促状	6月期	令和2年7月20日	令和2年8月3日
令和2年度国民健康保険料督促状	7月期	令和2年8月20日	令和2年9月3日
令和2年度国民健康保険料督促状	8月期	令和2年9月18日	令和2年10月2日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和2年11月3日

3 送達を受けるべき者

省略

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年10月19日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
学園南二丁目7番15-1	若葉台一丁目11番11-1号	
西大寺北町四丁目6番28号	尼辻北町9番13号	
七条西町一丁目46番13号	学園朝日町7番8-3号	
あやめ池南四丁目5番15号	五条二丁目5番23号	
西大寺国見町二丁目10番17号	学園緑ヶ丘一丁目13番15号	
七条西町一丁目21番14号	東登美ヶ丘四丁目10番3号	
西大寺宝ヶ丘4番3号	東登美ヶ丘五丁目10番6号	
平松四丁目18番4号	五条二丁目5番24号	
四条大路四丁目3番2-室番号	五条二丁目5番22号	
松陽台二丁目30番23号	五条二丁目4番21号	
富雄泉ヶ丘8番4号	五条二丁目4番24号	
南登美ヶ丘25番8号	五条二丁目4番27号	
大安寺一丁目10番6号	五条二丁目4番28号	
学園南二丁目7番15-3号	大安寺七丁目29番17号	
鶴舞東町2番12-1-室番号	あやめ池南四丁目7番17-4号	
平松2丁目7番3号		
三条栄町14番3-室番号		
学園北二丁目6番6-2号		
六条西二丁目11番44号		

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年10月20日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費      自転車      2,000円

                 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費      1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第524号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）2通

2 送達を受けるべき者

省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年10月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年10月21日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）



奈良市告示第 526 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 2 年 10 月 21 日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ツクイ奈良	奈良県奈良市川之上突抜町 10 番 1 号	居宅 訪問介護 居宅 通所介護	令和 2 年 9 月 30 日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西 一丁目 6 番 1 号	居宅介護支援事業（介護計画作成） 訪問型サービス（独自/定率） 通所型サービス（独自）	
ツクイ奈良みあと	奈良県奈良市四条大路五丁目 4 番 37 号	居宅 通所介護	令和 2 年 9 月 30 日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西 一丁目 6 番 1 号	通所型サービス（独自）	
福祉相談サービスセ ンター・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目 11-7	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 2 年 1 月 1 日
特定非営利活動法人 アメニティー・ライフ サポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町 91 番地 4 号		
ヘルスケアサポート 新大宮ちしろ	奈良県奈良市大宮町三丁目 4 番 10 号 矢埜ハイツ 304 号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 2 年 9 月 30 日
株式会社ヘルスケア サポート新大宮 ちしろ	奈良県奈良市大宮町三丁目 4 番 10 号 矢埜ハイツ 304 号		

奈良市告示第 527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年10月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ツクイ奈良	奈良県奈良市川之上突抜町 10番1号	居宅 訪問介護 居宅 通所介護	令和2年 10月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西 一丁目6番1号	居宅介護支援事業（介護計画作成） 訪問型サービス（独自） 通所型サービス（独自）	
ツクイ奈良みあと	奈良県奈良市四条大路五丁目 4番37号	居宅 通所介護	令和2年 10月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西 一丁目6番1号	通所型サービス（独自）	
デイサービス八重桜 西奈良	奈良県奈良市平松一丁目 29-9	居宅 通所介護	令和2年 10月1日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町 410番地の2	通所型サービス（独自）	

奈良市告示第528号

令和2年10月20日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年10月21日

奈良市長 仲川元庸

1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

## 令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第6号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,860,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		67,535,153	34,252	67,569,405
	4. 国庫交付金	9,405,668	34,252	9,439,920
歳入合計		188,826,159	34,252	188,860,411

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		15,695,312	34,252	15,729,564
	1. 保健衛生費	7,834,457	34,252	7,868,709
歳出合計		188,826,159	34,252	188,860,411

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年10月26日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年10月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970108052	訪問介護	ユースタイル ラボラトリー 株式会社	東京都中野区 中央一丁目 35番6号	土屋訪問介護 事業所奈良	奈良市三条添川町1-5 サンフェアリーⅢ703

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和2年10月26日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年11月10日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107609	居宅介護支援	株式会社ききょう	奈良市富雄元町三丁目1番13号	あいじゅ	奈良市富雄元町三丁目1番13号

令和2年度市・県民税第1期分、第2期分及び随1期分並びに令和2年度固定資産税第1期分及び第2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年10月26日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和2年度市・県民税	第1期分	令和2年7月20日	令和2年7月31日
令和2年度市・県民税	第1期分	令和2年10月16日	令和2年10月26日
令和2年度市・県民税	第2期分	令和2年9月18日	令和2年9月30日
令和2年度市・県民税	第2期分	令和2年10月16日	令和2年10月26日
令和2年度市・県民税	随1期分	令和2年7月20日	令和2年7月31日
令和2年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和2年5月20日	令和2年6月1日
令和2年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和2年6月19日	令和2年6月30日
令和2年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和2年7月20日	令和2年7月31日
令和2年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和2年8月20日	令和2年8月31日
令和2年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和2年10月6日	令和2年10月16日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和2年11月6日

3 送達を受けるべき者

省略



奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年10月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年10月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

奈良市告示第534号

平成31年度市・県民税第1期分、第2期分、第3期、第4期分及び平成31年度固定資産税・都市計画税第4期分の督促状の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年10月28日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成31年度市・県民税	第1期分	令和元年7月19日	令和元年7月1日
平成31年度市・県民税	第2期分	令和元年9月20日	令和元年9月2日
平成31年度市・県民税	第3期分	令和元年11月20日	令和元年10月31日
平成31年度市・県民税	第4期分	令和2年2月20日	令和2年1月31日
平成31年度市・県民税	第4期分	—	令和2年1月31日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和2年10月22日	令和2年3月2日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和2年11月8日

3 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第55号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年10月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 536 号

令和 2 年奈良市告示第 375 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

上辻 秀和	かみつじこどもクリニック	押熊町 547-1 忍熊ビル 2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	--------------	----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

上辻 秀和	かみつじこどもクリニック	押熊町 547-1 忍熊ビル 2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
河原 邦彦	河原医院	中登美ヶ丘二丁目 1981-105										○	

に改める。

奈良市告示第 537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年10月30日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
クルミ薬局	奈良県奈良市学園北一丁目 11-4 エル・アベニュー 学園前1F102号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和2年 11月1日
有限会社 エスアンドイー	山口県柳井市ニュータウン南町 20番		

監 查

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 2 年 10 月 23 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 山 本 憲 宥  
同 伊 藤 剛

資産経営課

監査結果公表日 令和 2 年 6 月 29 日（奈良市監査委員告示第 9 号）

措置結果通知日 令和 2 年 10 月 12 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) インターネットによる公有財産売却（自動車）における入札において、予定価格が一律 10,000 円となっていた。</p> <p>個々の車両により、車種、年式及び走行距離等の条件が異なることから、現状の予定価格の設定方法は適正とはいえないため、奈良市契約規則第 10 条第 3 項の規定に基づき、適正に予定価格を設定されたい。</p> <p>(2) 北部会館市民文化ホール等における自動販売機の設置において、入札を実施するにあたり予定価格調書を作成せずに予定価格を設定していた。また、市長決裁を経ずに予定価格を事前公表していた。</p> <p>入札を実施する場合は、奈良市契約規則第 10 条の規定に基づき予定価格調書を作成した上で、予定価格を設定されたい。また、予定価格は原則非公表であり、自動販売機の設置は事前公表できる入札には該当しない。例外的に事前公表する場合は、同条にある「その他市長が定める契約の入札」の規定に基づき、適正に事務手続を行われたい。</p>	<p>(1) インターネットによる公有財産売却（自動車）の際には、出品物の状態を把握している自動車所管課が、当該車両の状態等に応じて予定価格を設定し、その予定価格を用いて入札を実施するよう改めました。</p> <p>(2) 自動販売機の設置を目的とした入札をする際には、予定価格調書を作成するよう改めました。</p> <p>また、予定価格については、事前公表することで事業参入を行う際の収益面での判断が行いやすくなり、より多くの応札を見込むことができることから、予定価格を事前公表した上で入札方法を郵便入札とする方針決定の市長決裁を経て、入札を実施するよう改めました。</p>

# 公當企業



奈良市企業局告示第55号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月20日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
関西水道用品株式会社	代表取締役 戸 梶 博夫	大阪府豊中市服部本町2丁目8 -19	令和2年10月14日

奈良市企業局告示第56号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止  
の届出があつたので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月22日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
中央設備	代表 檜平 隆明	奈良市八条町394-1	令和2年10月21日

奈良市企業局告示第57号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 カン プロ	代表取締役 宮 川 元宏	兵庫県西宮市津門飯田町3-2 6	令和2年10月13日
株式会社 ケン ズ	代表取締役 西 村 賢次	大阪市住之江区平林南1丁目5 番12号	

奈良市企業局告示第58号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 中央	代表取締役 樫平 隆明	奈良市八条町394-1	令和2年10月21日